

◎手続

1	過去に組合員だった者が再就職する。この場合、「個人番号（マイナンバー）申告書」の提出は必要か。 過去に被扶養者認定されていた者を再認定する。この場合、「個人番号（マイナンバー）申告書」の提出は必要か。	どちらの場合も「個人番号（マイナンバー）申告書」の提出が必要です。 喪失期間の長短に関わらず、再度資格を取得する場合、あらためて「個人番号（マイナンバー）申告書」の提出が必要です。（同一年度内に再取得の場合でも提出が必要です）
2	3月31日まで県費支弁職員として市町村立学校に勤務する者が4月1日から県費支弁職員として県立学校に異動したときの手続を教えてください。	資格喪失及び取得の手続は不要です。ただし、前後の組合員種別（一般・短期）が異なる場合は、種別変更の手続が必要です。 一般→短期 退職届書（年金）又は年金改定請求書（福利課年金担当に請求してください） 短期→一般 年金加入期間等報告書
3	3月31日まで県費支弁職員として市町村立学校に勤務する者が4月1日からさいたま市立小学校に異動したときの手続を教えてください。	資格喪失及び取得の手続は不要です。ただし、前後の組合員種別（一般・短期）が異なる場合は、種別変更の手続が必要です。 一般→短期 退職届書（年金）又は年金改定請求書（福利課年金担当に請求してください） 短期→一般 年金加入期間等報告書
4	3月31日まで埼玉県で勤務（短期組合員）していた者が4月2日から東京都の学校で組合員となる場合の手続は「他支部転出」でよいか。	埼玉支部で行う手続きは他支部転出ではなく、退職による資格喪失の手続です。（東京支部では新採用による手続） 組合員である期間が1日でも空くときは、転出にはなりません。
5	組合員が退職し、資格喪失するときの被扶養者の手続について教えてください。	組合員が資格喪失するとき、被扶養者用の申告書の提出は不要です。被扶養者に資格確認書や高齢受給者証が交付されている場合は、組合員の資格喪失申告書に添付して返納してください。

◎手続

6	私学共済への異動/私学共済から異動はそれぞれ 転入/転出でよいか。	私学共済との異動は他共済転入・転出ではなく、通常の新規採用・退職です。
7	健康保険上の被扶養者として認定するには、ど のような手続が必要か教えてほしい。	福利のしおり「別表２－（１） 被扶養者認定手続提出書類一覧表」を参照してください。 まず、扶養手当上の扶養親族として認定できるかを確認してください。 扶養手当上の扶養親族として認定された場合 普通認定として必要な書類を提出してください。 扶養手当上の扶養親族として認定できない場合 特別認定として必要な書類を提出してください。
8	住民票の写しは昨年取得したものをそのまま提 出してよいか。	内容に変更がない場合でも、事実発生日より３か月以上前に取得した住民票の場合は再度取得して ください。
9	所得証明書の写しは扶養手当の確認の際に提出 したものをそのまま提出してよいか。	内容に変更がなく、事実発生日時点で取得できる最新の年度の所得証明書であれば、事実発生日以 前に取得したものでもかまいません。
10	所得証明書は、どの年度のものを提出すればよ いか。	事実発生日時点で取得できる最新のものを提出してください。 多くの市町村では６月頃に前年分の所得証明書が取れるようになります。 例）事実発生日 令和８年４月１日の場合 令和８年度（令和７年分）の所得証明書はまだ取得できないため、令和７年度（令和６年分）を添 付してください。
11	退職による認定なのに所得証明書が必要な のか。 退職前の収入がのっているため、認定限度額以 上の金額になっている。これだと認定してもら えないのか。	認定にあたり、給与以外の収入（年金や不動産所得等）の状況を確認するため、退職による認定の 場合でも所得証明書はご提出ください。（退職前の給与収入は恒常的収入に含みません） あわせて、退職日がわかる書類を提出してください。
12	マイナンバー申告書に添付する住民票の写しは コピーでよいか。	住民票の写しのコピーでかまいません。

◎ 手続

13	退職日がわかる書類の写しとはどのようなものか教えてほしい。	健康保険の資格喪失証明書、退職辞令、退職証明書、離職票、退職時に交付された源泉徴収票があります。
14	被扶養者の認定・取消に関する書類を教えてほしい。	福利のしおり「別表２－（１） 被扶養者認定手続提出書類一覧表」及び「別表２－（２） 被扶養者取消手続提出書類一覧表」を参照してください。 公立学校共済組合埼玉支部のホームページ内の諸届用紙【ダウンロード】の「(3)-1 手続案内」や、「(3)-2 事務手続書類一覧表」でも確認できます。
15	被扶養者の扶養替えに関する手続きを教えてほしい。	福利のしおり「別表２－（４） 扶養替え手続提出書類一覧表」を参照してください。
16	各種書類の入手方法を教えてほしい。	所属所が市町村立学校等の場合 公立学校共済組合埼玉支部ホームページからダウンロードしてください。 https://www.kouritu.or.jp/saitama/about/yousiki/index.html 所属所が県立学校・課所館の場合 総務事務システムで手続してください。 ※県立学校・課所館の方は、総務事務システムのFAQをあわせて御参照ください。
17	各種書類の記入方法・入力方法を教えてほしい。	所属所が市町村立学校等の場合 公立学校共済組合埼玉支部のホームページ内の諸届用紙【ダウンロード】の記入例を参照してください。 ・様式第１号の１、様式第１号の２、扶養理由書 →(4)記入要領と記入例 ・国民年金第３号被保険者関係届 →(23)-1 国民年金第３号被保険者関係届 (25)国民年金第３号被保険者住所変更届【記入例】 所属所が県立学校・課所館の場合 総務事務システムのFAQを参照してください。

◎資格確認書

	質 問	回 答
1	資格確認書がどのくらいで届くか教えてほしい。	繁忙期（年度当初・制度変更時） 申告書※を福利課資格管理担当で受領後、2週間程度で所属所宛て交付（発送）となります。 通常期 申告書※を福利課資格管理担当で受領後、2～3営業日程度で所属所宛て交付（発送）となります。 ※提出書類に不備があった場合は、不備が解消されたもの
2	申告書を提出して1か月が経ったが資格確認書が届かない。いつ届くのか。	申告書提出時に資格確認書が必要と申告しているかご確認ください。（資格確認書は従前の組合員証とは異なり、全員に交付するものではありません。）
3	資格確認書を損傷・紛失した場合の再交付方法を教えてほしい。 資格確認書の交付申請の方法を教えてほしい。 （資格取得時に交付不要と申告したが交付を希望する場合や、マイナンバーカード電子証明書の有効期限切れで交付を希望する場合など）	所属所が市町村立学校等の場合 組合員分は「様式第1号の1」、被扶養者分は「様式第1号の2」を提出してください。申請書提出理由欄に「資格確認書再交付申請」及び、事由により「紛失」「摩耗」「破損」と記入してください。 「摩耗」や「破損」の場合は申告書と併せて破損・汚損した資格確認書も提出してください。 所属所が県立学校・課所館の場合 総務事務システムにより申請してください。あわせて「資格確認書の要否申告書」を提出してください。「摩耗」や「破損」の場合は申告書と併せて破損・汚損した資格確認書も提出してください。 ※紛失して再交付を受けた後に資格確認書を発見したときは、速やかに発見された古い資格確認書を必ず福利課まで返納してください。 ※様式の入手方法は「Q&A◎手続16」をご確認ください。
4	最近生まれた子を被扶養者として認定したいがまだマイナンバーカードが届かない。資格確認書の交付を希望してもよいか。	新規認定時に資格確認書交付希望として申告していただいて問題ありません。
5	資格取得の手続き中で、資格確認書やマイナポータルで資格確認ができない。医療機関を受診するにはどうしたらよいか。	一度、医療費を全額自己負担（10割）していただく場合が多いと思われます。医療機関を受診される際は、窓口で資格取得手続き中である旨を必ず申し出たうえで、医療機関の指示に従ってください。なお、医療機関の窓口で精算できない場合は、福利課短期給付担当へ療養費として請求していただくことで、共済組合負担分が還付されます。

◎資格確認書

6	資格確認書を交付してもらったが、マイナ保険証の利用登録を行った。資格確認書を破棄してよい か。	有効期限内の資格確認書は破棄しないでください。 有効期限内はご自身で保管していただくか、福利課へ返送してください。 (福利課へ返送する場合「マイナ保険証の利用を開始したため」等、返送理由を資格確認書へ記入し てください。)																		
7	マイナ保険証が使えるようになるまでの時間を 教えてほしい。	繁忙期(年度当初・制度変更時) 書類に不備がない場合は、申告書を福利課資格管理担当で受領後、3～4週間程度で情報が連携 されます。 通常期 書類に不備がない場合は、申告書を福利課資格管理担当で受領後、1～2週間程度で情報が連携 されます。 ※マイナナンバーが連携されているかどうか(＝共济組合の資格が反映されているかどうか)はご自身でマイナポータルから確認することができます。																		
8	資格確認書と資格情報のお知らせは同じものか。	資格確認書と資格情報のお知らせは別のものです。 <table><tr><td></td><td>資格確認書</td><td>資格情報のお知らせ</td></tr><tr><td>発行対象者</td><td>マイナ保険証非保有者(一部例外有) 原則として申請により交付</td><td>全員に交付</td></tr><tr><td>医療機関受診</td><td>可</td><td>単独では不可 (資格確認ができない状況の場合、マイナ保険証と併せて使用することもあり)</td></tr><tr><td>有効期限</td><td>有 (原則交付年月日の4年後の年度末)</td><td>無</td></tr><tr><td>返納事由</td><td>有効期限までに資格喪失・変更事由が 発生した場合は返納が必要</td><td>—</td></tr><tr><td>再交付</td><td>可</td><td>原則不可 (組合員番号変更や高齢受給者の負担割合変更時には交付されます)</td></tr></table>		資格確認書	資格情報のお知らせ	発行対象者	マイナ保険証非保有者(一部例外有) 原則として申請により交付	全員に交付	医療機関受診	可	単独では不可 (資格確認ができない状況の場合、マイナ保険証と併せて使用することもあり)	有効期限	有 (原則交付年月日の4年後の年度末)	無	返納事由	有効期限までに資格喪失・変更事由が 発生した場合は返納が必要	—	再交付	可	原則不可 (組合員番号変更や高齢受給者の負担割合変更時には交付されます)
	資格確認書	資格情報のお知らせ																		
発行対象者	マイナ保険証非保有者(一部例外有) 原則として申請により交付	全員に交付																		
医療機関受診	可	単独では不可 (資格確認ができない状況の場合、マイナ保険証と併せて使用することもあり)																		
有効期限	有 (原則交付年月日の4年後の年度末)	無																		
返納事由	有効期限までに資格喪失・変更事由が 発生した場合は返納が必要	—																		
再交付	可	原則不可 (組合員番号変更や高齢受給者の負担割合変更時には交付されます)																		

◎資格喪失証明書

1	国民健康保険に加入するための資格喪失に関する書類がほしい。	資格喪失証明書を交付します。 資格喪失証明書は、資格喪失手続き後、原則として<u>自動交付</u>されます。 ただし、下記の喪失事由による場合は自動交付しないため、交付を希望する場合は、資格喪失証明願を提出してください。 組 合 員 ⇒死亡（被扶養者なし） 被扶養者 ⇒就職先の健康保険制度に加入する場合 ⇒死亡 ※様式の入手方法は「Q&A◎手続 16」をご確認ください。
2	資格喪失証明書がどのくらいで届くか教えてほしい。	繁忙期（年度末・年度当初・制度変更時） 申告書※を福利課資格管理担当で受領後、1週間程度で交付し、組合員の自宅宛てに発送します。 通常期 申告書※を福利課資格管理担当で受領後、1～2日程度で交付し、組合員の自宅宛てに発送します。 ※提出書類に不備があった場合は、不備が解消されたもの
3	資格喪失証明書はどこに届くのか教えてほしい。	共済組合に届け出ている組合員住所（住民票上）に発送します。
4	資格喪失証明願について、提出先が未定の場合はどのように記載すればよいのか教えてほしい。	提出先が未定の場合は、「未定」と記載してください。

◎資格

	資格が継続する「みなし適用」となるか教えてほしい。	福利課では回答できません。 市町村立学校等の場合 みなし適用については、人事担当課（教育事務所）から市町村教育委員会を通じて各所属所長へ連絡を行っています。連絡がない場合は、市町村教育委員会または人事担当課・教育事務所へ確認してください。 県立学校・課所館の場合 みなし適用については、人事担当課から各所属所長へ連絡を行っています。連絡がない場合は、人事担当課へ確認してください。
	来週着任する職員が共済適用となるか教えてほしい。	福利課では回答できません。 任期のある職員については、原則として2か月を超える期間を定めて任用される場合に共済組合員資格を取得することとされています。ただし、採用時の任期が2か月以内であっても、その期間を超えて引き続き任用が見込まれる場合等は任命権者の判断により、採用当初から共済適用されることがあります。この判断は任命権者が行うため、教育委員会等の人事担当課にお問合せください。

◎**国外居住**

1	海外に行くことになったが、どうしたらよい か教えてほしい。	在外教育施設派遣の場合 例年３月上旬に派遣対象者に対し手続の御案内を配付しますので、そちらを御覧になり手続をお願いします。 配偶者同行休業・自己啓発等休業・大学院修学休業の場合 至急、資格管理担当または経理担当まで御連絡ください。なお、休業中の掛金については、出国前に まとめて前納いただくことをお願いしております。
---	--	--